

普及職員機能強化緊急対策事業（継続）

1．趣旨

普及事業の制度改革においては、農業者のニーズに対応し、高度で多様な技術・知識をこれまで以上に的確かつ迅速に農業現場へ普及できるようにするため、調査研究と普及指導を一元的に実施する「普及指導員」を設置することとしている。この普及指導員は、高度な専門技術に関する知識を有するとともに、現場における課題解決能力を備えていることが求められている。

一方、事業の高度化・効率化により普及職員はこれまで以上に高度で専門的な技術や知識を身に付けている必要がある反面、事業の重点化に伴う組織のスリム化は、職員1人あたりの担当地域の拡大及び役割の増加につながり、今まで以上に普及職員の資質向上を効率的かつ効果的な方法で実施する必要がある。

そこで、普及組織のスリム化を踏まえて、研修の受講にあたり地理的かつ時間的制約をなくすe-ラーニング手法を用いた研修等を実施することによりOJTを効率化し、今後の普及職員に求められる能力及び資質の向上を図り普及事業の改革を実効あるものとする。

2．事業の内容

OJT研修サポート等

これまでに開発したe-ラーニングシステム等の運営を行うとともに、講座の充実を図るため技術的課題や流通・消費等に関する分野の新しいコンテンツを開発する。

また、普及指導員資格を未取得で普及指導等の業務に携わっている都道府県職員を、計画的に普及指導員に養成するための養成マニュアル等の作成を行う。

3．事業実施主体 （社）全国農業改良普及支援協会

4．事業実施期間 平成15年度から平成20年度

5．補助率 10 / 10

6．平成18年度概算決定額 56,291(63,144)千円

【経営局 普及・女性課】